

帯山中学校体育部活動振興会規約

第1条（名称および事務局）

本会は、帯山中学校体育部活動振興会と称し、事務局を帯山中学校におく。

第2条（目的）

本会は、帯山中学校の教育活動の一環として、体育並びにスポーツ振興の重要性に基づき、生徒の興味・関心に応じて技能及び集団活動を伸ばし、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会は、本会の趣旨に賛同する帯山中学校生徒の保護者、教師をもって構成する。

第4条（部員）

入部資格者は、帯山中学校の生徒とし、入部に際しては、保護者の承諾書を提出する。なお、健康上特に注意を要する生徒は、医師の診断書、または学校医の証明書を併せて提出するものとする。

第5条（役員）

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 各部保護者代表 (4) 部活動主任（振興会事務局）
(5) 顧問（校長、教頭等） (6) 書記若干名 (7) 会計 1名 (8) 監査 2名

第6条（役員の仕事）

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
(3) 役員会は本会の企画運営に当たる。
(4) 各部保護者代表は、保護者会の掌握に努め、会の運営、活動に努力する。
(5) 部活動主任は、部の活動全般を統括する。
(6) 書記は、本会の記録などを行い、本会の企画・運営を助ける。
(7) 会計は、本会の会計規定に基づいて業務を行い、会長・事務局に会計報告を提出し、承認を受け、定期総会で報告する。
(8) 監査は、本会の経理を監査し、役員会と定期総会に監査の結果を報告する。

第7条（役員を選出と役員会）

- (1) 会長は帯山中学校 PTA 会長又は副会長のいずれかが兼務する。
(2) 副会長、監査は各部保護者代表に輪番制でお願いする。
(3) 各部保護者代表は、各部の会長がこれに当たる。
(4) 部活動主任は、校長が任命する。
(5) 書記・会計は会長が委嘱する。なお、書記・会計は帯山中学校職員がこれにあたる。
(6) 役員会は、会長、各部保護者代表、部活動主任で構成する。なお、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができる。

第8条（役員の仕事）

本会の役員の仕事は1年とし、再任をさまたげない。役員に欠員が生じた場合は、役員を選出方法にならって会長が補充委嘱する。その任期は、前任者残務期間とする。

第9条（活動）

本会の活動は、各部を中心に行う。各部の活動については、校長の認めたものとする。

- (1) 部長は、部員の入退部に関する一切の権限を持ち、指導・活動の全般を掌握する。
部長は、必要があれば、外部指導者を推薦し、校長が推薦する。

- (2) 副部長は、部長を補佐し部員の指導にあたる。
- (3) 外部指導者は、部長、副部長と十分連携を図り、主に部員の技術指導を支援する。
- (4) 部長、副部長は帯山中学校の教員がこれにあたる。

第10条 (会合)

- (1) 定期総会を年度始めに開催する。
- (2) 随時総会は会長が必要と認めたときに開くことができる。
- (3) 役員会は会長がこれを認めたときに開くことができる。
- (4) 各部総会は年度始めと中体連大会後に開く。

第11条 (入会及び会費)

本会に入会希望するものは、保護者の「入会申込書」「承諾書」を振興会事務局に提出し、入会許可を受けるものとする。

- 1. 入会契約は、一年間とする。途中入会者は残りの期間の契約とする。
- 2. 会費は、年額5000円とする。但し、途中入会者については、2学期より入会する者は3000円、3学期に入会する者は1000円とする。

第12条 (予算及び決算)

本会の予算は、役員会で審議し、総会の承認を得なければならない。決算は会計監査を経て役員会に報告し承認を得なければならない。また、総会で報告する。

第13条 (年度)

本会の事業及び会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第14条 (改正)

本規約は、定期総会において出席者の過半数の賛成があれば、改正することができる。

第15条 (施行)

本規約は平成14年5月23日より施行する。

その他

本会総会の議長は、その場で出ない場合は、輪番制で行う。

【参考資料】

部 活 名	副会長 2名	監査 2名	議長 1名
男子バスケットボール	令和 2年度	平成 30年度	
女子バスケットボール	令和 3年度	令和元年度	
男子バレーボール	令和 4年度	令和 2年度	
女子バレーボール	〃		
男子ソフトテニス	令和 5年度		
女子ソフトテニス	〃		平成 30年度
卓球	令和 6年度		令和元年度
サッカー	〃		
ハンドボール			